第二十八条の見出し中「特定設備等」を「特定船舶」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「の表の第二号の上欄」を削り、「第五項」を「第三項」に、「第八項」を「第五項」に改め、「）及び」の下に「船舶貸渡業（」を、「船舶貸渡業」の下に「をいう。次項及び第四項において同じ。）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第四項中「の表の第二号の中欄のイに規定する」を「に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び」に、「で」を「（匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）又は外国におけるこれに類する契約の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除く。）で」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第四十三条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして」を「第四十三条第一項第一号に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項に規定する」を削り、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第四十三条第一項の表の第二号の下欄」を「第四十三条第一項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第四項、第五項又は第八項」を「第二項、第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項を削る。

第二十八条の四第一項第一号中「三億円」を「三億五千万円」に改める。

第二十八条の六中「二百万円」を「四百万円」に改める。

第二十八条の九第一項第一号を削り、同項第二号中「第二号の」を「第一号の」に、「新増設」を「新設又は増設（以下この項において「新増設」という。）」に、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第三号」を「第二号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第四号」を「第三号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第五号」を「第四号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「第二号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、同号イ中「生産等設備」の下に「（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロ及び次号において同じ。）」を、「減価償却資産」の下に「（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）」を、「取得価額」の下に「（同令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同号ロ中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第二号」を「第一号」に改め、「、こん包業」及び「、機械設計業、経営コンサルタント業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業（次項第一号において「エンジニアリング業」という。）」を削り、「同条第八号」を「沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号」に、「、商品検査業、」を「及び」に改め、「及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業（次項第一号及び第八項第六号において「研究開発支援検査分析業」という。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第二号」を「第一号」に改め、同項第一号中「、機械設計業、エンジニアリング業」を削り、「、商品検査業、」を「及び」に改め、「及び研究開発支援検査分析業」を削り、同項第二号中「、こん包業」を削り、「、デザイン業及び経営コンサルタント業」を「及びデザイン業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第二号」を「第一号」に改め、同項第二号中「及びこん包業」を削り、同項第四号中「、機械設計業、商品検査業」を削り、同項第六号を削り、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第三号の」を「第二号の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「第三号の」を「第二号の」に、「第八項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「第五号」を「第四号」に、「旅館業と」を「旅館業法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）と」に、「旅館業用建物」を「旅館業の用に供する建物（その構造設備が同法第三条第二項に規定する基準に適合するものに限る。）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項第四号を削り、同項第三号中「第三号」を「第四号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二号」を「第三号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一号」を「第二号」に改め、「（同項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）をする場合　当該地区に係る過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第一項（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令附則第三条第二項（同令附則第四条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第三項（同令附則第四条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により定められた同法第八条第一項に規定する市町村計画（同条第二項第三号及び第四号ロ並びに第四項各号に掲げる事項並びに同条第二項第四号ロに掲げる事項に係る同条第五項の他の市町村との連携に関する事項が記載されたものに限る。以下この条において「特定過疎地域持続的発展市町村計画」という。）に記載された同法第八条第二項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日のいずれか遅い日から令和六年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には、当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間）

第二十八条の九第十二項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「作成し」を「定め、作成し」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二号」を「第三号」に、「第十七項及び第二十五項」を「第十八項及び第二十四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一号」を「第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が定める特定過疎地域持続的発展市町村計画

第二十八条の九第十四項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12　法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域のうち政令で定める地域は、次に掲げる区域とする。

一　法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域のうち特定過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定の適用を受ける区域のうち令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第一項の規定の適用を受けていた区域をいう。次号において同じ。）以外の区域

二　特定過疎地域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定の適用を受けないものとしたならば同法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域

13　法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定する過疎地域に準ずる地域として政令で定める地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村（以下この項において「特定市町村」という。）の区域（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）とする。

14　法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内の地区とする。